

令和元年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会 11月定例会会議録  
目 次

第 1 号 (11月6日)

招集告示	2
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
説明のための出席者	4
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
管理者招集挨拶	6
副議長の選挙	8
議案第1号	8
議案第2号	13
議案第3号	16
議案第4号	17
議案第5号	21
発議案第1号	24
発議案第2号	24
一般質問	25
閉会の宣告	29

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第332号  
令和元年10月25日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会  
議 長 植 村 博

令和元年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会の招集に  
ついて（通知）

本日、管理者から令和元年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会を招集する  
告示をした旨の通知がありましたので、告示の写し等を送付します。

なお、当日は、午後3時00分までに議場に参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第4号

令和元年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会を次のとおり招集する。

期 日 令和元年11月6日  
場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合  
アクアセンターあじさい2階会議室

令和元年10月25日  
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合  
管 理 者 清 水 聖 士

# 令和元年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会 11月定例会

令和元年11月6日(水)

午後3時開会

## 議事日程

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 5 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第4号 指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第5号 令和元年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算(第2号)
- 日程第10 発議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第11 発議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 一般質問

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員(12名)

1番	葛山繁隆	議員	2番	広沢修司	議員
3番	村越誠	議員	4番	宗川洋一	議員
5番	小田川敦子	議員	6番	円谷憲人	議員
7番	矢崎悟	議員	8番	田中和八	議員
9番	日下みや子	議員	10番	芝田裕美	議員

11番 植村 博 議員 12番 塚本 竜太郎 議員

欠席議員（なし）

---

説明のための出席者

管 理 者	清 水 聖 士 君
副 管 理 者	秋 山 浩 保 君
副 管 理 者	笠 井 喜 久 雄 君
会 計 管 理 者	鈴 木 信 彦 君
事 務 局 長	若 泉 哲 也 君
事 務 局 次 長	杉 浦 清 君
総 務 課 長	鈴 木 教 之 君
あ じ さ い 所 長	杉 浦 清 君
し ら さ ぎ 所 長	笠 井 雅 之 君
周 辺 整 備 室 長	小 林 一 秀 君

---

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課長	山 岡 康 宏
白井市環境課長	金 井 正
鎌ヶ谷市クリーン推進課長	中 川 聡

---

事務局職員出席者

総務課長補佐（事）庶務係長	栗 原 稔
総務課庶務係主任主事	芳 賀 博 明

午後 3時00分 開 会

### ◎開会の宣告

○議長（植村 博議員） 皆様、本日はご多忙の中ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、令和元年柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合議会11月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第2号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）審議会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 指定管理者の指定について、議案第5号 令和元年度柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）、以上5件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

### ◎諸般の報告

○議長（植村 博議員） 日程に先立ち、報告いたします。

本日、芝田裕美議員から発議案第1号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、発議案第2号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが提出され、これを受理いたしました。後刻ご審議いただきたいと思っておりますので、ご了承願います。

次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

---

### ◎議席の指定

○議長（植村 博議員） 日程に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

柏市より選出されました議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

3番、村越誠議員、6番、円谷憲人議員、9番、日下みや子議員、12番、塚本竜太郎議員を指定いたします。

それでは、ここで新たに選出されました議員の方々にそれぞれご挨拶をお願いしたいと思います。

つきましては、村越誠議員、円谷憲人議員、日下みや子議員、塚本竜太郎議員の順に議席にてご挨拶をお願いいたします。

初めに、村越誠議員はきょう欠席なので、円谷議員、お願いいたします。

○6番（円谷憲人議員） 柏市議会から参りました円谷でございます。お願いします。

○議長（植村 博議員） 日下議員。

○9番（日下みや子議員） 柏市の日下みや子です。前回に続きますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（植村 博議員） 塚本議員。

○12番（塚本竜太郎議員） 柏市の塚本竜太郎です。よろしくをお願いいたします。

○議長（植村 博議員） ありがとうございます。以上で紹介を終わります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（植村 博議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、4番、宗川洋一議員を指名いたします。そして、5番、小田川敦子議員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（植村 博議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植村 博議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

#### ◎管理者招集挨拶

○議長（植村 博議員） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

管理者。

○管理者（清水聖士君） 令和元年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましてご審議いただく案件は、議案5件であります。議案の説明に先立ちまして諸般の報告をさせていただきます。

初めに、柏市選出議員の任期満了に伴い、小泉文子議員、日暮栄治議員、石井昭一議員の3名の方々が退任されました。各議員には、在任中、一方ならぬお力添えをいただきましたことに対し、こ

の場をおかりして厚く御礼申し上げる次第であります。

また、先ほどご紹介がありましたように、新たに塚本竜太郎議員、円谷憲人議員、村越誠議員の3名の方々をお迎えするとともに、日下みや子議員におかれましても、引き続き当組合の一層の発展にご尽力をお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

次に、アクアセンターあじさい及びクリーンセンターしらさぎの操業状況につきましてご報告申し上げます。

アクアセンターあじさいにおける今年度上半期のし尿及び浄化槽汚泥搬入量の状況につきましては、し尿及び浄化槽汚泥の合計で1万4,850.15トンになります。前年度同期と比べまして、し尿は88.25トン、率にして3.72%の減、浄化槽汚泥は120.86トン、率にして0.95%の減となり、全体として209.11トン、率にして1.39%の減であります。また、施設からの放流水やばい煙の測定分析結果につきましては、法的規制値及び自主規制値以下であります。

次に、クリーンセンターしらさぎにおける今年度上半期のごみ搬入量の状況につきましては、柏市と鎌ヶ谷市の合計で2万4,242.05トンになります。前年同期と比べまして626.45トン、率にして2.65%の増であります。また、同施設のばい煙の測定分析結果につきましては、法的規制値及び自主規制値以下であり、安定した操業をさせていただいております。

なお、両施設の焼却灰等の放射エネルギーにつきましては、国の基準値1キログラム当たり8,000ベクレルを大幅に下回っており、最終処分場において適切に処分をしております。

次に、さわやかプラザ軽井沢の今年度上半期の入館状況につきましては、総入館者数は16万4,811人となり、前年同期と比べまして4,974人、率にして2.93%の減であります。

次に、都市公園整備事業の進捗状況につきましては、第1期整備エリア内での事業対象地1ヘクタールのうち0.15ヘクタールの土地を8月に取得しております。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、順次ご説明させていただきます。

初めに、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法に新たに創設される会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めようとするものでございます。

次に、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）審議会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、当組合構成団体との均衡を図るため、費用弁償のうち日当を削減するとともに、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第4号 指定管理者の指定につきましては、さわやかプラザ軽井沢の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでござ

います。

次に、議案第5号 令和元年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）につきましては、第1表、債務負担行為として、さわやかプラザ軽井沢の指定管理料について期間及び限度額を設定しようとするものでございます。

以上がこのたび提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（植村 博議員） ありがとうございます。

---

### ◎副議長の選挙

○議長（植村 博議員） 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にやりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植村 博議員） ご異議なしと認め、指名推選とすることに決定しました。

いかが取り計らいましょうか。

〔「はい、議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（植村 博議員） 芝田議員。

○10番（芝田裕美議員） 副議長には柏市の塚本竜太郎議員を推薦したいと思います。

○議長（植村 博議員） ただいま、塚本竜太郎議員が副議長に推薦されました。

お諮りいたします。塚本竜太郎議員を副議長の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植村 博議員） ご異議なしと認めます。

よって、塚本竜太郎議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました塚本竜太郎議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

塚本竜太郎副議長より自席にてご挨拶をお願いいたします。

○副議長（塚本竜太郎議員） ただいまご承認いただきました塚本竜太郎です。

議長を補佐しながら公平・公正な議事執行に努めてまいりますので、どうかよろしくお願いたします。（拍手）

○議長（植村 博議員） ありがとうございます。

---

### ◎議案第1号

○議長（植村 博議員） 日程第5、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員

の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法に新たに創設される会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めようとするものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。

第1条は、この条例の趣旨を規定するものでございます。

第2条は、この条例における給与の定義を規定するものでございます。

第3条から第12条までは、フルタイム会計年度任用職員の給料、各種手当の支給等について規定するものでございます。

第13条から第15条までは、パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当の支給等について規定するものでございます。

第16条から第20条につきましては、退職者の給料の支給、給与からの控除項目、公務のために旅行した場合の費用弁償等について規定するものでございます。

第21条は、この条例に定めるもののほか必要な事項は規則で定めることを規定するものでございます。

最後に附則でありますが、第1項で、この条例は令和2年4月1日から施行するものとし、第2項から第6項までは、この条例の施行に伴い、関係する条例の一部改正を行おうとするものでございます。

以上で、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（植村 博議員） これより質疑を行います。

開始に当たり議長からお願い申し上げます。発言者におかれましては、議案質疑は3問制で行います。答弁者におかれましては、的確、簡明な答弁に努められますようお願いいたします。

事前に通告のありました日下議員、小田川議員について質疑を認めます。

初めに、日下議員の質疑を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 柏市の日本共産党の日下みや子です。

議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について質問をいたします。

1点目、会計年度任用職員は1年ごとの任用になりますけれども、翌年度の雇用についてはどのようになるのでしょうか。

2点目、フルタイムの場合は、正規職員と同じように各種手当が支給されるようになっているようなんですけれども、パートタイムの場合は手当に格差があり過ぎるのではないのでしょうか。

3点目、当組合の会計年度任用職員の対象になる職員は何人いるのでしょうか。また、その方々は、何年勤務しておられますでしょうか、フルタイムでしょうか、パートタイムでしょうか、お示しいただきたいと思います。以上、1問目です。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 最初に、翌年度の雇用についてお答えいたします。

会計年度任用職員の任期は、1会計年度内とされておりますが、翌年度以降に再度任用を行うことが可能でございます。この場合は、地方公務員の任用における成績主義や平等取り扱いの原則を踏まえ、任用ごとに客観的な能力実証に基づき任用することとなります。当組合においては、現状の業務形態を踏まえ、今後も引き続き任用していくことで考えております。

次に、フルタイムとパートタイム職員の手当に格差があるのではとのご質問にお答えいたします。

フルタイム会計年度任用職員の手当とパートタイム会計年度任用職員の手当の相違点として、主に時間外勤務手当と夜間勤務手当がありますが、パートタイム会計年度任用職員が時間外勤務及び夜間勤務をした場合には、報酬として支給することとなりますので格差は少ないものと考えております。

次に、当組合の会計年度任用職員の対象となる職員数とフルタイム、パートタイムの区分についてお答えいたします。

当組合の会計年度任用職員の対象になる職員については8人となります。勤務年数につきましては、最も長い職員で18年と6カ月、最も短い職員で6カ月となります。また、当組合では全てパートタイム会計年度任用職員に相当いたします。以上です。

○議長（植村 博議員） 第2問、日下議員。

○9番（日下みや子議員） 2問目です。答弁で会計年度任用職員の雇用は、任期ごとに勤務評定を行って、十分な能力を持った者を任用するという答弁だったと思うんですけれども、その勤務評定はどのように行われるのでしょうか。不採用になるのはどのような評定がされたときでしょうか。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木教之君） 会計年度任用職員の任期ごとの勤務評定はどのように行われるのか、不採用になるのはどのような評定がされたときかというご質問につきまして、お答えいたします。

会計年度任用職員は人事評価の対象となりますが、正規職員とは異なり、事務補助業務に従事するものであることなどの理由から、評価結果に差をつけることを目的として制度設計するのではなく、

人材育成や公務能率の向上を重視した制度として活用することを考えております。

また、再度の任用を行わないケースとしては、能力実証が認められないと判断された場合などが想定されるところであります。以上となります。

○議長（植村 博議員） わかりました。

以上で、日下議員の質疑を終結いたします。

次に、小田川議員の質疑を認めます。

小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 白井市の小田川敦子です。

通告に従いまして、3点の質問をさせていただきます。

まず1点目、会計年度任用職員制度の導入による経費面での影響額についてお示してください。

2点目、制度導入による当組合においては、非正規職員の働き方は以前と比べてどのようによくなるのでしょうか。

3点目、更新（再度任用）については、どのようにお考えになっていらっしゃいますか、お示してください。

以上、3点です。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 最初に、会計年度任用職員制度の導入による経費面での影響額についてお答えいたします。

会計年度任用職員への移行により、新たに期末手当の支給が可能となること。また、一律支給となっていた通勤手当または費用弁償については、通勤距離に応じて支給することが可能となります。令和2年度の影響額を、今年度と同様の勤務形態で試算をいたしますと約160万円の支出増が見込まれます。

次に、制度導入により非正規職員の働き方は以前と比べてどのようによくなるのかというご質問にお答えいたします。

会計年度任用職員については、新たに期末手当等が支給されることとなりますことから、収入増が見込まれます。

次に、再度任用についての考え方についてお答えいたします。

再度の任用に当たっては、任期ごとに客観的な能力実証に基づき任用しているものと考えております。

○議長（植村 博議員） 第2問、小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） では、再質問させていただきます。

再度任用について伺います。

今回の任用職員制度による改めての任用期間についてなんですが、1会計年度以内を超えない範囲ということになります。更新も新規採用も原則は公募によるものとし、広く周知する必要があると思いますが、その上で公募によらない更新をする場合において、こちらの再度任用の連続性や回数について制限は設けるのでしょうか。また、採用の公平性の確保についてはどのように行うのでしょうか、お示してください。以上、1点です。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木教之君） 再度任用の考え方について、再度任用の回数制限と公平性の確保につきましてお答えいたします。

再度の任用は認められていることから、当組合においては回数制限を設ける予定はありません。また、公平性の確保につきましては、適宜選考を行い、能力評価の結果や面接等により確保してまいります。以上となります。

○5番（小田川敦子議員） ありません。

○議長（植村 博議員） 以上で小田川議員の質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

事前に通告のありました日下議員について討論を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 私は、この議案第1号に反対の立場で討論を行います。

この議案の大もとになっているのが2017年5月に国会を通った、成立した地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律であると。これに根本的に反対する立場でありますので、反対です。

会計年度任用職員制度は、地方自治体における特別職非常勤及び臨時的任用の実態が地方公務員法の規定と乖離しているために、臨時・非常勤の任用要件を厳格にして増大した臨時・非常勤職員の受け皿として新設されたものです。

この制度は、手当、特に一時金支給という非常勤職員の切実な要求に応える姿勢をとりながら、真の狙いは働き方改革と同じように、正規職員との格差を温存し、いつでも雇いどめできる非常勤職員を確保することにあると言えます。

総務省の実態調査では、地方公共団体の職員数は、平成6年、328万2,500人だったものが、平成30年度は273万6,800人へ54万5,600人も減少しているんですね。

自治体における常勤・非常勤格差は、今や民間以上となっておりまして、例えば柏市では保育士や臨時教員の劣悪な労働環境は、公務のワーキングプアと指摘されてきましたし、私どもも議会で再三指摘してきたんですけれども、その待遇保障を改善して、正規職員を拡大すべきであるにもかかわらず、国がこういう法律を成立させてきたということについては怒りを覚えます。

会計年度ごとの任用と雇いどめを自治体の判断でできることを可能にしたことによって、地方公務

員の無期限任用の原則を崩して、この制度を合法的な人員の調整弁とする可能性があるということであり、不安定雇用を拡大させる議案第1号には賛成できません。以上です。

〔3番 村越誠議員着席〕

○議長（植村 博議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植村 博議員） 起立多数でございます。

よって、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### ◎議案第2号

○議長（植村 博議員） 日程第6、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、組合構成団体との均衡を図るため、費用弁償のうち日当を削減するとともに、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容につきましては、第2条第1号中「学識経験者」を「識見を有する者」に改めるとともに、第5号として一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）審議会委員、日額6,800円を加えるものでございます。また、日当の支給要件を規定している第3条第3項を削るとともに、別表を改め、日当を削るものでございます。

なお、施行日は公布の日からとするものでございます。

以上で、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（植村 博議員） これより質疑を行います。

事前に通告のありました小田川議員について質疑を認めます。

小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 白井市の小田川敦子です。

通告に従いまして、質問させていただきます。

議案2号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

まず改正点にもあります2点について具体的な説明を求めます。

1点目は、「学識経験者」を「識見を有する者」に改めた理由です。

2点目は、第3条第3項（日当の支給）を削除する理由について。

最後に、議案第3号との関連性について伺います。

以上、3点お願いいたします。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 最初に、「学識経験者」を「識見を有する者」に改める理由でございますが、過去の地方自治法の改正において、地方自治法第197条で「学識経験者」を「識見を有する者」に改められた経緯がございます。また、「識見を有する者」は、大学教授以外でその分野の知識を持ち、見識が高いとみなされる者であり、「学識経験者」も含まれていることから、より広い範囲から人材を確保できることとなります。

次に、第3条第3項（日当の支給）を削除する理由でございますが、組合構成団体では、将来の財政負担の軽減等を理由に、既に日当を廃止していること。また、組合構成団体から日当を廃止する旨の要望があったことから行うものでございます。

ご質問の2点目、議案第3号との関係性についてお答えいたします。

議案第2号及び議案第3号は、非常勤特別職に係る日当の廃止と報酬の規定を整理することを目的に一部改正するものでございます。報酬につきましては、一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）審議会委員に係る報酬の規定を、議案第2号の柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に一本化し、議案第3号の柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）審議会条例から削除するものでございます。

○議長（植村 博議員） 第2問、小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 2回目の質問をいたします。

まず「識見を有する者」とは、「学識経験者」も含まますということでした。そして、「識見を有する者」という中には大学教授以外で、その分野の知識を持ち、見識が高いとみなされる者というご説明でした。この見識が高いとみなされるという点において、選考基準を当組合はどのようにお考えなのか、お示してください。

2点目になります。議案第3号との関連性についてですが、これを比較しますと、宿泊料が議案第3号を見ましたら1万3,100円から1万5,000円になる。そして、食卓料においては2,600円から3,000円になるということで、2,300円ふえることとなります。費用弁償としては、日当を廃止しても余り

変わらないのではないかと考えます。ご答弁の中で財政負担の軽減等を理由とするということに矛盾を感じるのですが、いかがでしょうか、お示してください。

以上、2点です。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木教之君） ご質疑の1点目、見識が高いとみなされる者の選考基準につきまして、お答えいたします。

地方公共団体において監査の実績を有する者を選考することで考えております。

続きまして、ご質疑の2点目、宿泊料と食卓料が上がっていることにつきまして、お答えいたします。

一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）審議会委員には、他の非常勤特別職と同様に組合議員及び学識経験者も含んでいることから、整理をしました結果となります。以上となります。

○議長（植村 博議員） よろしいですか。

○5番（小田川敦子議員） はい。

○議長（植村 博議員） 以上で小田川議員の質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

事前に通告のありました日下議員について討論を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 柏の日下です。

議案2号に反対の立場で討論を行います。

特別職非常勤の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の議案に反対いたします。

本議案は、当組合構成団体との均衡を図るため、費用弁償のうち日当3,000円を削減するというものでありまして、これの削減自体については当然の措置であり、賛成です。むしろ、条例の改正は、遅過ぎたと言えましょう。

しかし、この条例には、第2条に議会選出の議員の報酬が位置づけられているんですね。この支出に対して、私はこれまでも反対してまいりましたし、市議会議員には構成市から報酬が支払われておりますので、このような二重の報酬の支給は市民の理解が得られるとは思いませんので、この議案には反対いたします。以上です。

○議長（植村 博議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（植村 博議員） 起立多数。

よって、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### ◎議案第3号

○議長（植村 博議員） 日程第7、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）審議会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、当組合構成団体との均衡を図るため、費用弁償のうち日当を削減するとともに、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容につきましては、第3条第1項第4号の「学識経験者」を「識見を有する者」に改めるとともに、委員の報酬及び費用弁償等を記した第8条を削るものでございます。これに伴い、第9条を第8条とし、日当に関する別表も削るものでございます。

なお、施行日は公布の日からとするものでございます。

以上で、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）審議会条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（植村 博議員） 質疑については通告がありませんでしたので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

事前に通告のありました日下議員について討論を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 議案3号について反対の立場で討論を行います。

ただいま、議案2号に関するこの議案でありまして、一般廃棄物処理基本計画審議会委員の報酬及び費用弁償等についてこの本条例から削除して、特別職と非常勤の条例と一体化するという、先ほどの小田川議員の質問の答弁の中の話ですね。

これ自体は、一体化するというのはいいんじゃないかなと思いますし、宿泊料と食卓料が引き上げられるということについて、その金額がどうかということについては一考を要するかなと思うんですが、反対の理由の中心が、先ほど2号でも申しましたように、審議会にも構成市の議員が含まれていますので、2号議案と同様に議員の二重、三重の報酬に反対する立場から、議案3号にも反対という

立場をとります。以上です。

○議長（植村 博議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（植村 博議員） 起立多数でございます。

よって、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）審議会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第4号

○議長（植村 博議員） 日程第8、議案第4号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 議案第4号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、さわやかプラザ軽井沢の指定管理者につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、さわやかプラザ軽井沢。

2. 指定管理者となる団体は、シンコースポーツグループで、代表団体はシンコースポーツ株式会社、構成団体は新中央施設管理株式会社となります。

3. 指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。

なお、本案の参考資料といたしまして、指定管理者候補者の概要、選定委員会の開催状況等を添付させていただいております。

以上で、議案第4号 指定管理者の指定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（植村 博議員） これより質疑を行います。

事前に通告のありました日下議員、小田川議員について質疑を認めます。

初めに、日下議員の質疑を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 柏市の日下です。

議案4号について。議案4号は、さわやかプラザ軽井沢の指定管理者について、シンコースポーツグループに令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間で指定管理者として指定しようとする議案です。

質問します。

議案の資料で指定管理者の応募は、シンコースポーツ1団体とのことでした。前回の5年前も1団体のみでシンコースポーツグループでした。応募が1団体のみで競争が働いていないことについてどのように評価していますでしょうか。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 今回の応募が1社であったことによる評価についてのご質問にお答えいたします。

当組合では、構成3市の広報紙への掲載やインターネットでの募集サイトを活用するなどして、指定管理者を広く募集したところ、7団体に募集要項等を配付し、5団体が現場説明会に参加いただきましたが、結果として応募者は1団体であったところでございます。したがって、広く募集したことで事業者が参加する機会は確保されており、応募してくる団体は競争相手がいることを前提に申請しますので、競争の原理は働くものと認識しているところでございます。

なお、前回の応募につきましては、当初2団体でしたが、書類審査の段階で1団体となったものでございます。以上でございます。

○議長（植村 博議員） 第2問、日下議員。

○9番（日下みや子議員） 資料をいただいて、総括評価について、収益性分析というのがあるんですけども、シンコースポーツはこのように記載しております。

当社の31年3月期の売り上げは前期比3.1%の減、売り上げ総利益は前期比11%減、営業利益は前期比の87.6%減、経常利益は前期比79.2%減、当期利益は前期比91.6%減と売り上げは減少し、各段階の利益も激減したとあります。

また、構成団体の中央施設管理株式会社についてもこのようにあるんですね。総資本経常利益率は当期までの3年間、収益性が悪化とあります。ところが、その選定結果で、申請団体の財政状況が健全であると、このように評価しているんですけども、このように評価した根拠はどういうことでしょうか。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

周辺整備室長。

○周辺整備室長（小林一秀君） ただいまのご質問につきましてお答えいたします。

お尋ねは、選定結果で申請団体の財務状況が健全であるとした根拠についてでございます。

財務分析は、公認会計士に安全性と収益性の分析を依頼したところでございます。企業がどれほどの利益を獲得しているかを分析する収益性におきましては、悪化の部分はあるものの、企業が事業活動を継続できるかを分析する安全性におきましては安全である、特に問題はないなどの評価を得ております。

なお、選定委員会では、公認会計士から同様の報告を受けた上で評価を行ってございます。以上で  
ございます。

○9番（日下みや子議員） いいです。

○議長（植村 博議員） よろしいですか。

以上で日下議員の質疑を終結いたします。

次に、小田川議員の質疑を認めます。

小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） では議案4号の質問、指定管理者の指定について、2点させていただきます。

まず1点目です。現指定管理者への評価についてお示してください。

2点目、利用料金・自主事業収入の推移についてお示してください。

以上、2点です。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 最初に、現指定管理者への評価についてお答えいたします。

現指定管理者は、利用者アンケートでも高い評価をいただいております。また、9年以上にわたり  
大きな事故やトラブル等もなく運営がなされているため、組合では適正に運営されているものと考えて  
おります。

次に、利用料金・自主事業収入の推移についてお答えいたします。

指定管理者より提案されました利用料金収入及び自主事業収入の推移について、現指定管理期間で  
ある平成27年度から年度別にお答えいたします。

初めに、利用料金収入は、平成27年度が1億500万円、平成28年度から平成30年度までが1億600万  
円、令和元年度が1億700万円、令和2年度から令和6年度までが9,600万円となっております。

次に、自主事業収入は、平成27年度が7,881万9,000円、平成28年度から令和元年度までが7,946万  
3,000円、令和2年度から令和6年度までが7,268万5,000円となっております。以上でございます。

○議長（植村 博議員） 第2問、小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） では、2回目の質問をいたします。

現指定管理者が今回提案のあるシンコースポーツでもありますが、こちらの当組合としての評価を  
ご答弁いただきました。

その中で利用者アンケートの高い評価をいただいている、高い評価を寄せられているということでは  
ありますが、この評価とはどのようなことなのでしょう、お示してください。

次、2点目です。先ほどお示しいただいた数字ですけれども、こちらの数字は予算ベースのものに  
なります。決算ベースで平成30年度までの年間収支表を見ますと、収入において予算よりも実績

が下回っています。先ほどもパーセンテージでご答弁がありましたけれども、改めてこちらの収入の数字を申し上げますと、27年度においては利用料金の収入においてマイナス140万、28年度はマイナス500万、29、30年度は600万以上収入が下回っています。自主事業の収入においても、29年度、30年度においては単年度で130万以上のマイナスが出ています。令和2年度からの指定管理期間において、提案と実績にマイナスの差が生じた場合、今後の運営に不安を感じます。組合としては、どのようにお考えでしょうか、お示してください。以上、2点です。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

周辺整備室長。

○周辺整備室長（小林一秀君） ただいまのご質問につきましてお答えいたします。

お尋ねは2点ございました。

初めに、1点目のアンケート調査での高い評価とはどのようなことかについてでございますが、さわやかプラザ軽井沢の利用者アンケート調査では、サービス全般についての総合的な満足度を評価していただく項目がございます。その項目の平成27年度から令和元年度第2・四半期までの評価におきまして約7割の利用者が「とてもよい」または「よい」と回答されたことによるものでございます。

次に、2点目の提案と実績との差が生じた場合、今後の運営に不安を感じるということについてでございますが、過去の収支計画書の予算額につきましては、指定管理者の提案に基づくもので、平成27年度から令和元年度まではそれまでの利用者数が増加傾向であったため、今後も増加していくことを見込み、それに伴い収入も増加するものとして提案されたものです。

しかしながら、近年、近隣に類似施設がオープンし、地域環境に変化が見られたことにより、利用者が減少し、それに伴い収入も減少したことから、予算と実績に差が生じた要因の一つであると指定管理者は分析しており、このような状況を踏まえ、今回の提案がなされております。

選定委員会においても、その提案を受け、評価をいただいたところであり、組合もその結果を尊重したところでございます。以上でございます。

○5番（小田川敦子議員） ありません。

○議長（植村 博議員） 以上で小田川議員の質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

事前に通告のありました日下議員について討論を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 議案4号について反対討論です。

私ども日本共産党は、公の施設の指定管理者制度導入にこれまでも反対してまいりました。

そもそも指定管理者制度は、財界の要求を受けて官から民へのかけ声のもと、地方自治体の業務・施設を民間に開放して、ビジネスチャンスをふやすという戦略に基づいて導入されたものでした。

民間に委ねればサービスの向上とコスト削減が図られるを合い言葉に始まったこの制度です。地方

自治体の中心の仕事は、福祉の増進です。営利を目的とする企業とは根本的に性格が異なります。その矛盾が本議案にもあらわれているのではないのでしょうか。応募は1社のみ、前回もそうでした。競争が働かず、指定管理料が上がっていく。前議会では、前年度の決算でさわやかプラザの収支報告書は1,173万8,132円の赤字でした。平成20年2月には、指定管理者が撤退するという事件も起きています。指定管理者制度そのものを見直すべきときが来ているのではないのでしょうか。

以上の理由から議案4号に反対いたします。

○議長（植村 博議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（植村 博議員） 起立多数。

よって、議案第4号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第5号

○議長（植村 博議員） 日程第9、議案第5号 令和元年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 議案第5号 令和元年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案は、さわやかプラザ軽井沢の指定管理料について、地方自治法第214条の規定により債務負担行為を設定しようとするものでございます。

それでは、1ページをお開きください。第1表、債務負担行為をごらんください。

さわやかプラザ軽井沢について、令和2年度から令和6年度までの5年間の指定管理料の限度額として6億1,000万円の債務負担行為を設定しようとするものでございます。

3ページをお開きください。

さわやかプラザ軽井沢の指定管理料の財源につきましては、全て一般財源とするものでございます。

以上で、議案第5号 令和元年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（植村 博議員） これより質疑を行います。

事前に通告のありました日下議員について質疑を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 柏の日下みや子です。

議案5号、一般会計補正予算は、さわやかプラザの5年間の指定管理料6億1,000万円の債務負担行為を設定しようとするものです。

質問です。

前回の指定管理料は幾らだったのか、各年度は幾らだったか、推移を示してください。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 指定管理料の推移についてお答えいたします。

指定管理料の上限額として設定いたしました平成27年度から令和元年度までの5年間の債務負担行為額は5億1,020万円で、年に換算いたしますと約1億200万円となります。

また、今回上限として設定しようとする令和2年度から令和6年度までの5年間の債務負担行為額は6億1,000万円で、年に換算いたしますと1億2,200万円となります。以上でございます。

○議長（植村 博議員） 第2問、日下議員。

○9番（日下みや子議員） 1点目、指定管理料について、組合の提案額は幾らでしたか。それに対して候補者の提案額は幾らでしたでしょうか、お示してください。

2点目、前期5億1,020万円だったものが、今回6億1,000万円と、約1億円も引き上げられた根拠は何でしょうか、お示してください。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

周辺整備室長。

○周辺整備室長（小林一秀君） ただいまのご質問につきましてお答えいたします。

お尋ねは2点ございました。

初めに、1点目の事業者が提案した指定管理料と組合の予定額についてでございますが、事業者が提案した指定管理料は6億1,000万円で、組合は予定額を提示してございません。

次に、2点目の前期よりも今回の指定管理料が引き上げられた根拠についてでございますが、今回の指定管理料の引き上げの要因といたしましては、減少傾向にある現在の利用者数の実情を踏まえ、利用料金収入で約5,000万円の減、自主事業収入で約3,000万円の減、支出といたしまして最低賃金の引き上げなどにより約2,000万円の増となっており、この結果、約1億円が引き上げられております。以上でございます。

○議長（植村 博議員） 第3問、日下議員。

○9番（日下みや子議員） ただいまの答弁で、組合の提案額がなかったということでした。通常、地方公共団体などが公共施設の指定管理者を募集する場合は、管理者に支払う管理料の上限額を示すものと理解していますが、当組合の募集要項で示さないのはなぜでしょうか、お答えください。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

周辺整備室長。

○**周辺整備室長（小林一秀君）** ただいまのご質問につきましてお答えいたします。

お尋ねは、本組合が募集要項で指定管理料の総額を示していない理由についてでございました。

規定等におきまして、募集要項に指定管理料を定めなければならないという項目はございませんでした。本組合としましては、指定管理者の選定においては施設利用者の満足度を高める質の高いサービスの提供を第一に考えたこと、また提案額の高どまりが懸念されることなどの理由から、募集要項に指定管理料を示さないこととしたものでございます。以上でございます。

○**議長（植村 博議員）** 以上で日下議員の質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

事前に通告のありました日下議員について討論を認めます。

日下議員。

○**9番（日下みや子議員）** 議案5号に反対の討論を行います。

指定管理者制度に関するガイドライン等によりますと、指定管理者を公募する際は要項にて指定管理料の参考価格や上限額を提示し、想定している事業規模をあらかじめ示すことが大切であるとしております。さらに、これにより、候補者は金額の範囲内で実施可能な魅力的な施設・管理運営の計画を提案することになる。また、公募する側は、選考時に候補者への公平な比較が可能となるとあります。

参考に柏市の例を挙げますと、例えば柏市民文化会館及びアミューゼ柏の指定管理者の募集に当たって、要項では平成30年4月1日からの5年間の指定管理料の総額は10億5,890万円以下と示しております。また、柏のリフレッシュプラザという温浴施設がありまして、南部清掃工場の温浴施設、ここはさわやかプラザ軽井沢と同じシンコースポーツグループが指定管理者ですけれども、ここでも平成28年度からの5年間の指定管理料について柏市は上限額を3億9,000万円と示し、設定された指定管理料はそれを下回る3億7,905万5,000円となっております。普通、候補者が上限額を下回る額を提案するというのが常道なんです。

募集する側が上限額を示さないということは、極端に言えば、指定管理料が青天井にもなり得ることなんです。したがって、指定管理者制度そのものへの反対に加えて、募集や指定管理料の設定にも疑義があるので反対するとともに、その是正を求めたいと思います。以上です。

○**議長（植村 博議員）** 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○**議長（植村 博議員）** 起立多数でございます。

よって、議案第5号 令和元年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

◎発議案第1号

○議長（植村 博議員） 日程第10、発議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

芝田議員。

○10番（芝田裕美議員） 発議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてご説明申し上げます。

本案は、近年の男女共同参画の状況に鑑み、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、会議への欠席に関する規定の一部を改正することを提案するものです。

改正の内容につきましては、議会会議規則第2条第2項に、議員は出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができるという規定を加えようとするもので、施行日につきましては、公布の日とするものです。

以上で、発議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（植村 博議員） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植村 博議員） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植村 博議員） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。発議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植村 博議員） 起立全員でございます。

よって、発議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

◎発議案第2号

○議長（植村 博議員） 日程第11、発議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

芝田議員。

○10番（芝田裕美議員） 発議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、組合構成団体との均衡を図るため、費用弁償のうち日当を削減することを提案するものです。

改正の内容につきましては、日当の支給要件を規定している第5条第3項を削るとともに、別表を改め、日当を削るもので、施行日は公布の日からとするものです。

以上で、発議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（植村 博議員） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植村 博議員） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植村 博議員） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。発議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植村 博議員） 起立全員でございます。

よって、発議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### ◎一般質問

○議長（植村 博議員） 日程第12、一般質問を行います。

事前に通告のありました日下議員について質問を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 柏市の日下みや子です。

一般質問を行います。

クリーンセンターしらさぎのごみ焼却施設について伺います。

去る10月10日の視察研修の武蔵野クリーンセンターは、高効率発電焼却システムを導入している施設でした。

そこで伺いますが、当組合との施設の違いはどのようなものかお示してください。

2点目、当組合の長寿命化計画では、二酸化炭素排出量削減率試算結果について、改良工事前との比較で13.4%削減されると示されていますが、その点で焼却施設のメカニズムはどういうものなのかお示してください。

次に、クリーンセンターのごみ処理について伺います。

ごみ問題では、国内でのプラごみ対策が大きな問題になっています。日本は、年間900万トンのプラごみを排出し、約100万トンを見東南アジアに輸出してきました。しかし、東南アジアの諸国が輸入の中止に踏み出しています。

さらに、有害廃棄物の国境を越えた移動を規制するバーゼル条約が5月に改定され、汚れたプラごみが規制対象に加えられました。国内処理が原則になり、相手国の同意のない輸出は禁止されます。

環境省は、行く先を失っている産業廃棄物の廃プラスチックを自治体に求めているとのことですが、その動向について伺います。以上。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 最初に、武蔵野クリーンセンターの高効率発電焼却システムと当組合の施設の違いについてお答えいたします。

武蔵野クリーンセンターでは、廃棄物の焼却熱を利用した高効率のごみ発電システムの導入により、発生する電気を施設や隣接する市役所などへ供給するほか、ガスコージェネレーション設備を併設し、災害などによる停電時にはこれによる発電でごみ焼却炉を稼働させ、ごみ処理を継続することや、防災拠点となる市役所へ電力を供給することが可能となっております。これに対しまして、クリーンセンターしらさぎでは、廃棄物の焼却熱を利用し、場内の冷暖房で利用するほか、余熱利用還元施設であるさわやかプラザ軽井沢のプールや風呂等の熱源として供給しているところでございます。

次に、長寿命化計画で二酸化炭素排出量削減率試算結果についてのご質問にお答えいたします。

前年度に策定いたしましたクリーンセンターしらさぎ長寿命化総合計画において検討した二酸化炭素排出量削減率は、基幹的設備改良によるエネルギー使用量の削減による効果を試算し、現状の使用電力量と工事後の使用電力量の差で示したものでございます。

主なものといたしまして、高効率モーターの採用、各種インバータ化、熱保温能力増強に伴う放熱低減及び各種照明器具のLED化などにより削減される電力量を二酸化炭素排出量に換算したところ、現状の二酸化炭素排出量より13.4%削減されるという結果になったものでございます。

次に、自治体に求められる廃プラスチック類の処理動向等についてのご質問にお答えいたします。

平成29年度末の中華人民共和国を初めとする外国政府による使用済みプラスチック等の輸入禁止措

置により、産業廃棄物に該当する廃プラスチック類につきましては、国内での処理が追いつかない状況でございます。

産業廃棄物につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項で、市町村は一般廃棄物とあわせて処理することのできる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができると規定しており、令和元年5月には環境省からは、緊急避難措置として、必要な間、産業廃棄物に該当する廃プラスチック類を受け入れて処理することについて積極的に検討されたい旨、通知されたところでございます。以上です。

○議長（植村 博議員） 再質問を許します。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） ごみ焼却施設について伺います。

ただいま答弁にもありましたけれども、高効率の発電焼却システムというのは、地球温暖化対策に逆行すると思いますけれども、政府の政策はどういうものなんでしょうか。また、全国でこのような発電施設を持つ施設はどれぐらいあるのでしょうか。

次に、クリーンセンターのごみ処理に関してですけれども、廃プラスチックへの環境省からの通知に対して、現状はどうなっているのでしょうか。当組合は、受け入れるのでしょうか、お答えください。

○議長（植村 博議員） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） 1点目のクリーンセンターしらさぎのごみ焼却施設に関するご質問にお答えいたします。

高効率発電焼却システムの政府の政策についてでございます。地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成14年に決定いたしました地球温暖化対策推進大綱におきまして、廃棄物分野に関連する施策として廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用の推進による廃棄物焼却量の抑制を図りつつ、燃やさざるを得ない廃棄物からのエネルギーを有効利用する廃棄物発電やバイオマスエネルギーの活用等により、化石燃料の使用量の抑制を推進するとしております。具体的には、ごみの燃焼に伴い生じるエネルギーの有効利用を行う高効率ごみ発電施設の設置等に対し、財政的支援を行うとしております。

次に、発電施設を持つ施設でございますが、一般廃棄物処理事業実態調査、平成29年度において、全国のごみ焼却施設1,103施設中、発電設備を有する施設は376施設でございます。率にして34.1%を占めております。

2点目のクリーンセンターのごみ処理に関するご質問にお答えいたします。

環境省からの通知に対して現状はどうかについてでございます。

当組合においては、産業廃棄物に該当する廃プラスチックの受け入れについて、各市の対応状況を調査しており、受け入れ期間や受け入れるごみ質等が不透明であること。また、受け入れた場合の

み焼却炉への影響など不確定要素も多いなどの結果から、現時点では今後の国や県の動向に注視している状況でございます。以上でございます。

○9番（日下みや子議員） 意見だけ。

○議長（植村 博議員） 日下議員。

○9番（日下みや子議員） じゃあ、意見だけ述べさせていただきます。答弁は結構です。

まず、高効率発電焼却システムについてなんですけれども、政府は2008年度にごみから熱エネルギーを効果的に回収し、活用するという名目のもとに、高効率ごみ発電施設の導入を図りまして、国の交付金の交付率を通常の3分の1から2分の1に引き上げたわけなんです。促進させるという施策を掲げているわけなんですけれども。一方、2000年には、政府みずから制定した循環型社会形成推進基本法、ここではごみの3Rの原則に反しているわけなんですよね、この政策そのものが。非常に政府そのものが矛盾を抱えていると思うんです。

日本は、熱回収をリサイクルと言っているんですけれども、この間の研修先の説明の方もおっしゃってましたように、国際的にはサーマルリサイクルというのはリサイクルに含まないというのが一般的なんです。そもそもごみの焼却は温室効果ガスや重金属類を初め、有害物質の外気への放出など環境に大きな悪影響を与えるリスクが高いわけで、施設建設費や運営費にも非常にお金がかかるわけなんです。その上、一定の発電量を常時確保するためには、燃やすごみをたくさん集めなければならないという、ごみの減量、リサイクルに逆行するという、こういう重大な問題を抱えているわけなんです。しかも、この間、説明もありましたように、プラスチックごみを燃やしているので、燃料費を変えなくてもいいんですなという答弁をなさっていましたが、プラスチックごみなどもぼんぼん燃やしているわけですね。

ごみ問題は、出された廃棄物をいかに焼却するかではなくて、発生抑制と分別、資源化により、いかにごみを減らしていくという、これは基本、原則なんです。

当組合クリーンセンターしらすぎの長寿命化計画においても、私どもはこれまで焼却炉についてはもう縮小しなさいと、現在の3炉から2炉体制というのを、平野議員の時代からずっと求めてきたんですけれども、当組合は3炉体制で結局いくという、その維持の方向を示しているようなんですけれども、やはり抜本的なごみを減らすという、そういうもう姿勢を全国の教訓から学んで、積極的な取り組みを強く求めていきたいとこのように思います。

それから、廃プラスチックについてなんですけれども、環境省が求めるのは自治体の焼却施設で広域の産廃を燃やすというものです。

廃プラを燃やすと、焼却施設は高温になって、施設が傷むわけですね。政府は、先ほども答弁がありましたけれども、緊急避難措置と言っていますけど、国内処理が原則になった以上、緊急避難では済まないと思うんです。これまでの体制の抜本的なやはり見直しをしなければ、自治体はその廃プラをどんどん受け入れて燃やしていくということにならざるを得ないと思うんです。ですから、

根本的な生産の段階から、プラスチック減量対策に乗り出すことは国の責任として必要でありまして、生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を置く拡大生産者責任、ヨーロッパなんかではこれが当たり前になっているんですけど、立場でシステムを見直すことが今本当に不可欠になっていると思います。対策を強く求めて質問を終わります。以上です。

○議長（植村 博議員） 一般質問をこれで終了いたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（植村 博議員） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これもちまして、令和元年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会を閉会いたします。

午後 4時15分 閉 会